

みんながつながる



地域福祉プラン

《概要版》

“おたがいさま”でみんながつながり、“地域の福祉”を高めよう!



《みんながつながる地域福祉プラン(第三次寝屋川市地域福祉計画)とは》

- 計画の位置付け (1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画です。
(2) 「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画です。
(3) 分野別計画等と効果的に連携する“保健福祉のマスタープラン”です。
- 計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間の計画です。
- 計画の策定方法 市民アンケート調査等で広く意見を集約しながら、「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で意見交換等を行い策定しました。
- 計画の推進方法 「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で協議しながら、PDCAサイクル(※)による効率的な施策・事業の推進を図ります。

※ 計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→改善・改革(Innovation)を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

みんながつながる地域福祉プラン(第三次寝屋川市地域福祉計画)

【計画の体系】

《地域福祉の推進目標》

“おたがいさま”でみんながつながり、“地域の福祉”を高めよう!

実現のための

《役割分担と協働の考え方》

- ① 市民一人一人
- ② 地域型活動団体
- ③ テーマ型活動団体
- ④ 福祉サービス事業者
- ⑤ 日常生活サービス事業者
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 市・関係機関

各々の得意なことをいかして

《取組の柱》

- ① 生活の“困りごと”に対応する
- ② ニーズに気づき、支援につなぐ
- ③ 地域福祉を知る、学ぶ
- ④ 健康と生きがいを高める
- ⑤ 地域福祉の担い手を充実する
- ⑥ 地域福祉活動を支える
- ⑦ 一人一人の権利を守る
- ⑧ 地域のつながりを広げる
- ⑨ 快適で安全なまちをつくる
- ⑩ 地域福祉をみんなで進める

《柱》に沿って体系的に進める

《エリア別の取組と連携の考え方》

- ① 自治会のエリア
- ② 小学校区のエリア
- ③ コミュニティセンターエリア(2中学校区)
- ④ 寝屋川市全域

生活や活動・事業に応じたエリアで

《活動や事業》

- | | |
|---------|--|
| 【取組の柱①】 | (1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実
(2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実
(3) 住まいの支援の充実 |
| 【取組の柱②】 | (4) ニーズの把握
(5) 相談窓口とネットワークの充実
(6) 問題を解決する仕組みの充実 |
| 【取組の柱③】 | (7) 情報伝達の充実
(8) 学習と話合いの推進 |
| 【取組の柱④】 | (9) 健康づくりと介護予防の推進
(10) 生きがいづくりの推進 |
| 【取組の柱⑤】 | (11) 地域福祉活動の担い手の充実
(12) 福祉サービス等の従事者の確保 |
| 【取組の柱⑥】 | (13) 地域福祉活動への支援の推進 |
| 【取組の柱⑦】 | (14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進
(15) サービスや活動の質の向上 |
| 【取組の柱⑧】 | (16) 地域のつながりづくりの推進 |
| 【取組の柱⑨】 | (17) ユニバーサルデザインのまちづくり
(18) 安全なまちづくり |
| 【取組の柱⑩】 | (19) 協働で進める仕組みの充実
(20) 計画を推進する仕組みの充実 |

効果的に推進する上で

《先導的に取り組む事項》

みんながつながる地域福祉プラン(第三次寝屋川市地域福祉計画)《概要版》平成28年3月

お問合せ先 寝屋川市保健福祉部保健福祉総務課(平成28年4月から福祉部福祉総務課に変わります)
〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860
寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

寝屋川市における「地域福祉の推進方向」

この計画では**地域福祉**を、誰もが【地域】とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、【地域】の力を合わせて、【地域】に合った福祉をつくるための様々な取組と考へ、推進します。

そのために、

ちいきに関わる様々な人たちの力で、**ふだんのくらしのしあわせ**を支え合おう！
を合言葉に、一人一人が「できること・したいこと」に取り組ましましょう。

寝屋川市 の地域福祉の動向と課題

前計画である「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン(第二次寝屋川市地域福祉計画)」を策定した平成23年度からの5年間、本市の地域福祉を取り巻く状況は変化し、市民生活等にも影響が現れています。

- ① 高齢化が一層進行し、特に後期高齢者(75歳以上の人)の割合が大きくなっています。
- ② 子ども・子育てへの支援が一層求められています。
- ③ 地域に根ざした相談窓口やサービスが充実してきています。
- ④ 公民の協働による取組が一層進んでいます。
- ⑤ 地域福祉の担い手の確保が課題となっています。
- ⑥ 生活に困窮するリスクの高い人の増加、虐待、孤立死等の深刻な事象が増えています。
- ⑦ 災害、犯罪、事故等から市民を守る安全なまちづくりが一層求められています。
- ⑧ 地域の力で支援する取組をつなぎ、発展させていくことが重要です。

こうした変化にも**的確に対応し、更にステップアップした取組を進めるため、第三次計画「みんながつながる地域福祉プラン」を策定しました!**

第三次計画「みんながつながる地域福祉プラン」

1 地域福祉の推進目標

“おたがいさま”でみんながつながり、“地域の福祉”を高めよう!

誰にでも起こり得る“困りごと”を「できること・したいこと」で解決し合うよう、市民、団体、事業者、市・関係機関等が“おたがいさま”の気持ちでつながり、“高い目標を目指す福祉のまちづくり”を進めます。

推進目標を実現するための

2 取組の柱

《地域福祉に関わる一人一人》が地域で生活する上での様々な“困りごと”は誰にも起こりうる(一人一人に関わる)ことを理解し、支援し合います。

- ① 生活の“困りごと”に対応する
- ② ニーズに気づき、支援につなぐ

気づきを起点に、地域福祉を理解し(学び)ます。

- ③ 地域福祉を知る、学ぶ

健康・生きがいづくりや地域での支え合いに取り組めます。

- ④ 健康と生きがいを高める
- ⑤ 地域福祉の担い手を充実する
- ⑥ 地域福祉活動を支える

あわせて、地域を、誰もがより暮らしやすいものにしていきます。

- ⑦ 一人一人の権利を守る
- ⑧ 地域のつながりを広げる
- ⑨ 快適で安全なまちをつくる

これらを《みんな》で進める仕組みをつくります。

- ⑩ 地域福祉をみんなで進める

各々が得意なことをいかしていくための

3 役割分担と協働の考え方

- ① **市民一人一人**
 - ・地域福祉を理解し、健康で生きがいをもって暮らします。
 - ・地域に関心をもち、“おたがいさま”の気持ちで活動します。

- ② **地域福祉の基盤となる活動(地域型の活動)を行う団体**
 - ・身近な地域でのつながりづくりや、地域の課題に応じ、困ったときは互いに支え合う活動を進めます。

- ③ **テーマに焦点を当てた活動(テーマ型の活動)を行う団体**
 - ・地域福祉の様々な課題を解決する活動を進めます。
 - ・得意とする支援をいかして、団体、事業者等とも協働します。

- ④ **福祉サービスを提供する事業者**
 - ・様々なニーズに応える質の高いサービスを提供します。
 - ・専門性をいかして地域福祉活動と連携します。

- ⑤ **日常生活に関わるサービスを提供する事業者**
 - ・事業を通じてニーズの把握や地域福祉活動を支援します。

- ⑥ **社会福祉協議会**
 - ・「地域福祉のプラットフォーム」の役割を強化します。
 - ・地域生活を支援する事業や相談支援を推進します。

- ⑦ **市や地域福祉に関わる公的な機関**
 - ・公的な福祉事業を充実します。
 - ・地域福祉を推進する上での公的な役割を推進します。

生活や活動・事業に応じたエリアで重層的に補っていくための

4 エリアごとの取組と連携の考え方

- ① 自治会のエリア
- ② 小学校区のエリア
- ③ コミュニティセンターエリア(2中学校区)
- ④ 寝屋川市全域

寝屋川市の地域福祉を進めるための「取組の方向」

《取組の柱》に沿った20項目の《活動や事業》における[取組を進める上で共有する視点]を、下表のように決めました。

取組の柱	活動や事業	取組を進める上で共有する視点
1 生活の“困りごと”に対応する	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実	* 新たな課題、制度の狭間などを含めた様々なニーズに対応する活動を推進します。 * 各々の強みをいかして協働し、効果的に支援します。
	(2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実	* 一人一人の状況に応じた生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を推進します。 * 誰もが社会から孤立しないよう支援します。
	(3) 住まいの支援の充実	* ニーズに応じた暮らしの場の確保を支援します。
2 ニーズに気付き、支援につなぐ	(4) ニーズの把握	* 自分や周りの人のニーズへの気付きを推進します。
	(5) 相談窓口とネットワークの充実	* 身近で気軽に相談できる場を増やします。 * 適切な窓口や機関につながる仕組みを充実します。
	(6) 問題を解決する仕組みの充実	* 様々な主体が協働して効果的に解決する仕組みを充実します。
3 地域福祉を知る、学ぶ	(7) 情報伝達の充実	* 地域福祉に関する情報を、様々な方法で発信します。 * 情報を必要な人に的確に伝えます。
	(8) 学習と話合いの推進	* 様々な場での学習や話合いを推進します。
4 健康と生きがいを高める	(9) 健康づくりと介護予防の推進	* 主体的な健康づくりや介護予防を推進・支援します。
	(10) 生きがいづくりの推進	* つながりや役割のある暮らしを推進・支援します。
5 地域福祉の担い手を充実する	(11) 地域福祉活動の担い手の充実	* ニーズに応じて参加できる活動をつくれます。 * 活動への参加を支援します。 * 担い手が連携し活動を充実します。
	(12) 福祉サービス等の従事者の確保	* 福祉の仕事への理解を推進します。 * 就業環境を充実します。
6 地域福祉活動を支える	(13) 地域福祉活動への支援の推進	* 多様な活動の立ち上げや継続を支援します。
7 一人一人の権利を守る	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進	* 差別の解消や権利擁護への理解を広げます。 * 虐待や権利侵害の予防、発見、解消に取り組みます。 * 判断能力が十分ではない人の自立した生活を支援します。
	(15) サービスや活動の質の向上	* “自分らしい暮らし”を支えるため、支援の質を高めます。
8 地域のつながりを広げる	(16) 地域のつながりづくりの推進	* 地域での人や組織のつながりを強化します。 * 支援が必要な人と地域とのつながりを強化します。
	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり	* 誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進します。 * 移動の支援を充実します。
9 快適で安全なまちをつくる	(18) 安全なまちづくり	* 防災の取組や災害時・緊急時の支援体制を充実します。 * 犯罪、事故などを防止し、安全なまちづくりを推進します。
	(19) 協働で進める仕組みの充実	* 地域福祉について話し合い、協働を進める場を充実します。
10 地域福祉をみんなで進める	(20) 計画を推進する仕組みの充実	* 役割分担と協働をPDCAサイクルにより推進します。

これらの《視点》に基づき、各々が役割を分担し、協働して取組を進めます。また、取組の振り返り(評価)を行い、更にステップアップを図ります。

市は、《先導的に取り組む事項》を始めとした事業を推進します。(6ページ)

役割分担・協働

市民、団体、事業者等の皆さんは、それぞれの立場で
“できること・したいこと”について、
「活動・事業を実施していくためのマイプラン」をつくり、
お互いに協力しながら取り組んでいきましょう。

活動・事業を実施していくための[マイ]プラン

取り組みたい項目(どの「活動や事業」、「視点」に関連しますか?)

あなたやあなたが所属している団体でできること・したいこと

活動・事業を進める上で、市民、団体、事業者等や市と協力したいこと

活動・事業を進める上で、団体、事業者等や市に支援してほしいこと

市が「先導的に取り組む事項」

「取組の方向」(4ページ)に基づく活動や事業を市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働して効果的に推進していく上で、市は次の事項に先導的に取り組みます。

※ 以下、各項目の【重点的に取り組む事項】のうち、進捗状況を評価する上での指標として、具体的な数値や項目を掲げることができるものを【推進目標】として列記しています。

1 様々な力をつないで支える仕組み (分野を超えた地域包括ケア)の充実

【重点的に取り組む事項】

- (1) 問題を解決する協議の場の設置
- (2) 多様なつながりをいかした情報伝達の推進
- (3) 推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の体制・機能の強化

【推進目標】

○ (仮称) 福祉のまちづくりひろば	設置
○ 「メールねやがわ」やスマートフォンアプリを利用した情報配信	実施
○ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	7人→12人

2 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進

【重点的に取り組む事項】

- (1) 参加しやすい活動づくりの推進
- (2) 子どもや若い世代が“受け手”・“担い手”となる活動の推進
- (3) 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進
- (4) 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進

【推進目標】

○ 様々な世代のニーズに対応する有償活動の仕組みづくり	実施
○ 子育て応援リーダー活動等の推進	実施
○ 生活支援・介護予防サービスの担い手づくり	実施
○ 福祉有償運送サービスの推進	実施



3 災害時・緊急時の支援の充実

【重点的に取り組む事項】

- (1) 支援が必要な人と地域のつながりづくり
- (2) 災害時の支援体制の充実

【推進目標】

○ 避難行動要支援者名簿の同意率	37% → 50%
○ 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり	実施
○ 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練	実施

4 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実

【重点的に取り組む事項】

- (1) ニーズの早期発見と支援へのつなぎ
- (2) 様々な資源をいかした自立支援の推進
- (3) 住まいの確保への支援の充実

【推進目標】

○ 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援	実施
○ 障害者の地域生活支援拠点等の整備	実施

5 権利擁護システムの推進

【重点的に取り組む事項】

- (1) 権利擁護を進めるシステムの構築
- (2) 後見的支援、日常生活支援等の体制の充実
- (3) 虐待・権利侵害を予防する取組の推進

【推進目標】

○ 法人後見実施主体の設立支援	実施
○ 市民後見人等の養成	実施
○ (仮称) ワガヤネヤガワ・ライフプランノートの作成	実施